

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します。



山倉委員長



佐藤副委員長



廣田委員



田上委員



跡部委員



永水委員



田中委員



中村委員



大里委員

総務財政委員会

審査内容の報告

市消防団員の定数を790人に

■市消防団員の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部改正

本案は、市消防団員等について実情に即した体制整備を行うため、提案されたものです。

790人以内に納まるように各分団間で団員数の調整を図るようにしているとの回答がありました。

執行部より、主な改正内容としては、現在の消防団員の定数855人を、本年4月1日より、各分団における現在の実団員数に相当する790人に改めるとともに、分団長以上の任期については、前任者の残任期間ではなく、新たに任命された時から2年を任期とするものであるとの説明がありました。

各地区ごとの分団数、消防ポンプ車等の台数、各分団における実団員数や年齢構成等の資料提出を求め、審査を行った結果、全会一致で可決しました。

委員より、各分団で退団する人数を上回って入団希望がある場合はどのように調整するのかとの質問に対し、条例定数の790人は総枠として捉えており、各分団で入団希望者の数が退団者の数を上回る場合には、全体で



平成20年 出初式

民生文教委員会

審査内容の報告

介護保険料のように 一部の地域だけ 保険料が高くなるのでは



浦田委員長



岩永副委員長



田淵委員



荒木委員



赤間委員



嶋田委員



梶原委員



豊委員



清水委員

■後期高齢者医療に関する 条例について

本年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、法律や福岡県後期高齢者医療広域連合の条例に定めがあるもののほか、嘉麻市の事務について定めるものです。

市において行う事務は、葬祭費の支給に係る申請書提出の受付、

保険料の額に係る通知書の引渡しなど8項目で、普通徴収の保険料の納期は第1期を7月1日から同月末日までとし、ひと月ごとに9期に分けられています。

また、被扶養者であった被保険者の保険料は、2年間は半額とされていますが、1年間の特例措置として半年間は免除で、次の半年間は9割減免、2年目から半額となります。

委員より、後期高齢者医療に移行する人数は、何人か、また、後期



高齢者広域連合への負担金はどのようになるのかとの質疑に対し、嘉麻市においては、6872人移行し、嘉麻市から広域連合への負担金は総額で16億1676万1千円である旨の回答がありました。

介護保険料のように一部の地域だけ保険料が高くなるのではないかと質疑に対し、介護保険のときのようなことはない旨の回答がありました。

委員会としましては、出席者全員をもって可決すべきと決しました。

産業建設委員会

審査内容の報告

奨励措置の要件を拡充

■市工場等誘致条例の 一部改正

本案は、固定資産の課税免除の奨励措置を行うことができる者として、企業立地促進法の規定に基づく事業者を追加すると共に、その他の奨励措置の適用要件の拡充を図るため、提案されたものです。

執行部より、固定資産の課税免除の奨励措置を行うことができる者として、企業立地促進法に規定された情報通信関連企業などを新たに追加し、課税免除適用企業について条例を区分整理するものである。

また、過去に設備投資額の要件は充たしているが、従業員数の要件が該当しないので、奨励措置を受けることができないう事例があつたため、課税免除対象外の企業であっても本条例の目的に合致する企業であれば、

固定資産税の課税免除以外の奨励措置を適用できるように要件を拡充するものであるとの説明がありました。

委員より、ある程度の制約は設ける必要があるのではないかとの質問に対し、企業を誘致する際には工場等誘致審議会での誘致企業の審査を行うこととなっているので、市の発展につながる企業の選定に努めていきたいとの回答がありました。

審査の結果、出席者全員で可決しました。

